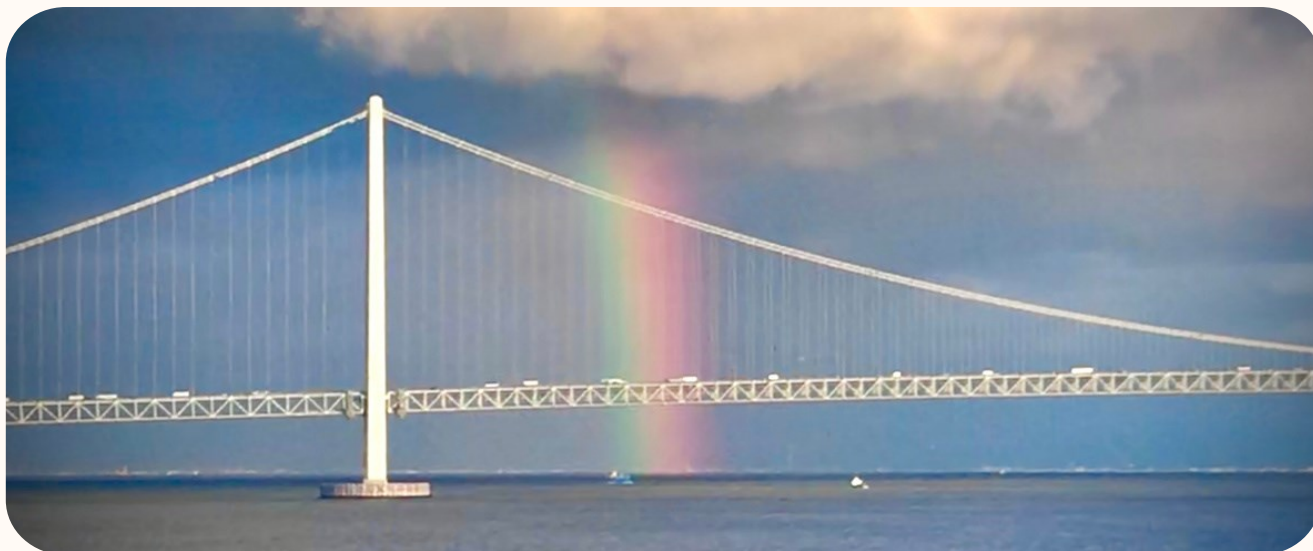


明石市

遺贈寄附のご案内

あなたの想いを、明石市の未来に残しませんか



遺贈寄附とは

ご自身が生前に遺言書などで意思を示し、亡くなられた後に、財産の一部または全部を自治体へ寄附することです。

いただいたご寄附は、市のまちづくりや地域のために活かされます。



こんな想いをお持ちの方に

- ✓ 長年住み慣れた明石市のまちの発展に自分の財産を役立てたい
- ✓ 次世代の子どもたちや教育、地域の福祉、安全・安心のまちづくりに貢献したい
- ✓ 相続人がいない、または少なく、財産の行き先にお悩みの方

寄附の使いみち（一例）



こども・
子育て支援



福祉・医療
の増進



教育環境
の充実



公共施設
の整備



安全・安心
の確保



地域福祉
への支援

(明石市社会福祉協議会)

遺贈寄附の特徴

○対象財産と 使いみちの指定



- ・原則として現金と預貯金をお受けします。不動産や有価証券などは現金化を行っていただいた場合は受付可能です。
- ・ご希望に応じて使いみちを指定することができます。

○税制上のメリット



- ・遺贈（遺言による寄附）により、ご寄附いただいた財産には相続税がかかりません。
- ※税務上の取扱い是个別の状況により異なるため、税務の詳細については、税理士等の専門家にご確認ください。

○金融機関との連携



- ・明石市では、3つの金融機関と連携していますので、手続きを安心して円滑に進めていただけます。

お手続きの流れ

①

ご相談



下記の問い合わせ先にご相談ください

②

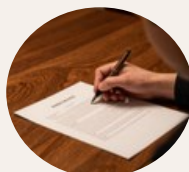
遺言執行者の選任



遺言に基づき
手続きを行う執行者を
選任いただきます

③

遺言書作成



金融機関で
公正証書遺言の作成を
サポートいたします

④

遺言の執行



ご逝去後、遺言内容
に基づき遺贈手続き
が行われます

お問い合わせ先

遺贈寄附全般のご相談（無料相談※）

連携金融機関



三井住友銀行 相続アドバイザー部
Tel：0120-338-518 受付時間：平日9:00～17:00



三井住友信託銀行 明石支店
Tel：0120-009-320 受付時間：平日9:00～17:00



みなと銀行 各支店もしくは
個人業務部 信託サポートグループ
Tel：078-333-3226 受付時間：平日9:00～17:00

※金融機関での相談は無料ですが、サービス利用や公証役場での公正証書遺言作成には手数料や費用がかかります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

明石市の遺贈寄附の問い合わせ先

明石市役所 総務局 財務室 財政戦略担当

Tel：078-918-5086（直通） Mail：senryaku@city.akashi.lg.jp

（2026年 8月 発行）